

# 規制改革推進会議の取組

---

令和 3 年 12 月 22 日  
規制改革推進会議議長 夏野 剛

# 1. 規制改革の基本的な方向性

## 改革目的

- 個々の「人」が生み出す付加価値や活躍の機会を増やす。また、そのために「人」への投資を増やす。
- イノベーションの社会実装、付加価値の高い新製品・新サービスの実現、市場への浸透などによる、「人」が活躍する場（フィールド）となる、新たな**成長産業**の創出。成長と分配の好循環の起爆剤となる**経済成長**の実現。

### スタートアップ・イノベーション

- モビリティ分野の環境整備（自動運転の実装、ドローン活用）
- コンテンツの円滑な流通
- データの利活用
- フィンテック
- グリーン※（再エネの導入拡大）

### 「人」への投資

- 教育、イノベーション人材の育成（オンライン教育、大学設置基準見直し、不登校児童生徒の学習保障、リカレント教育）
- 多様な働き方の実現（テレワークの普及・促進）
- 子育て・女性活躍

### 医療・介護・感染症対策

- コロナ禍における喫緊の課題への対応
- 医療DX（オンライン診療・服薬指導、電子処方箋、プログラム医療機器、レセプト・データ利活用）
- 介護DX

### 地域産業活性化（農林水産・観光等）

- 地方経済を担う中小企業の活性化・生産性向上
- 農林水産、観光業を始めとした地方の産業の育成

## 重点分野

※グリーンについては「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において別途議論

## デジタルファースト・デジタル田園都市国家の基盤整備

## 基盤

- **デジタル基盤**の整備
  - ・ベース・レジストリの整備・連携
  - ・キャッシュレス化の推進
  - ・5Gの普及・拡大
- 特定の技術・手段などを求める画一的・事前型から、**技術中立的、リスク・ゴールベースの柔軟な事後型**への制度見直し
  - ・常駐・専任規制の見直し
  - ・押印・書面・対面規制の見直し（行政手続15,611種類のうち99%超の押印義務廃止）
  - ・行政手続のオンライン化・利用率引き上げ（オンライン化されていない行政手続の約98%を令和7年までにオンライン化）

## 2. デジタル臨時行政調査会との連携によるデジタル・規制・行政改革の一体的推進

### (1) 「先行的取組」を横断的改革へ

#### ▶ 取組例

- **押印義務の横断的見直し**：押印を求める15,000超の手続を横断的に見直し（99%超で押印義務廃止）。48法律を一括改正。
- **行政手続オンライン化**：オンライン化されていなかった18,000超の手続のうち、約98%について令和7年末までにオンライン化する方針を決定。
- **常駐・専任規制の見直し**：建設業の技術者、サービス付き高齢者向け住宅の有資格者、電気主任技術者の選任要件等の見直し。

### (2) 「デジタル」と「リアル」の改革の有機的連携の推進

#### ▶ 取組例

- **オンライン教育・1人1台端末**：1人1台端末の活用促進に向けたガイドラインの作成。希望する全ての児童生徒が端末を持ち帰れるよう、持ち帰りができない学校における契約面での支援（ガイドラインの整備等）。
- **医療DXの基盤構築**：オンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化を具体化するなどにより、受診から薬剤の受領までの一連の過程をオンライン完結化。また、紙処方箋から電子処方箋への迅速かつ全面的な転換の実現を目指し、具体的目標を設定。
- **SaMD承認審査の見直し**：プログラム医療機器（SaMD）の承認後のアップデートについて、一定の条件の下で、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）による審査省略を含め審査の簡略化を検討。
- **在宅で治験に参加するDCT（分散型治験）**：治験説明や同意取得を非対面・遠隔で実施するための方法に関するガイダンスを策定。分散型治験実施に必要な訪問看護師確保のための方策を整理。

### (3) 個々の「人」が活躍する生活の現場・地域における改革の推進

#### ▶ 取組例

- **抗原定性検査キットの利用環境整備**：質の確保された抗原定性検査キットの利用環境を整備するため、ワクチン・検査パッケージに登録した飲食店やイベント事業者はもとより、登録店でない場合であっても、医薬品卸事業者からのネットでの購入を解禁。また、OTC化を検討。
- **在宅での服薬指導**：薬剤師の働き方改革等の観点を含め、在宅（薬剤師の自宅等）での服薬指導を早期に可能とする方向で検討。
- **外部人材の教員登用**：これまでの実績にとらわれない積極的な特別免許状授与が全ての地域で行われるよう、授与手続や授与基準の透明化を促進。また、採用実績の公表を指導するとともに、数値目標を含む採用計画の公表を推奨。
- **事業承継時の手続簡素化**：飲食店、食品販売業、理・美容業及び旅館業等を営む個人事業主の事業承継時の手続を簡素化。

### 3. 今後の改革の推進体制について

- デジタル臨時行政調査会等との密接な連携の下、上記の改革を推進するため、ワーキング・グループ（WG）を改組。

#### 《現行》

- ① 経済活性化WG
- ② デジタルWG
- ③ 子育て・教育・働き方WG
- ④ 医療・介護WG
- ⑤ 農林水産WG



#### 《改組後》

- ① スタートアップ・イノベーションWG
- ② 人への投資WG
- ③ 医療・介護・感染症対策WG
- ④ 地域産業活性化WG
- ⑤ デジタル基盤WG

- WGの機動性を高める観点から、よりスピーディーに規制改革を進めていく「ファストトラックプロセス」を検討手法として正式に位置づけ、積極的に活用。

# (参考) 中間取りまとめにおける規制改革の実施事項 ①全ての基盤となるデジタル改革

## 行政手続のオンライン化・キャッシュレス化

(これまでの取組)

- ・押印を求める15,000超の手続のうち、99%超で押印義務を廃止（今年の通常国会で48法律を一括改正）
- ・オンライン化されていなかった18,000超の手続のうち、約98%について、令和7年末までにオンライン化する方針を決定

(新たな措置)

- ・**支払い件数が1万件以上の手続等**について、**キャッシュレス化**（インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等）を**推進**（次期通常国会に法案提出予定）
- ・**地方公共団体と事業者の間の手続**であって**年間1万件以上の手続**について、**国がプラットフォームを整備すること等によるオンライン化を横展開**。

## オンライン利用率を大胆に引き上げる取組

手続件数が多く、国民・事業者身近な手続について、以下の取組を実施

- ①行政サービスの改善や国民の満足度を図る「成果指標」として「オンライン利用率」を位置付け、
- ②各府省が基本計画を策定（オンライン利用率目標、行政サービス改善のための取組等を定める）
- ③PDCAを回し、利用者目線でのサービス改善（利用者からのフィードバックを随時受け入れ、基本計画を改訂）

(これまでの取組)

- ・令和2年の秋に、旗艦的な28事業で取組開始。

(新たな措置)

- ・令和3年の秋から、**年間手続件数が10万件以上の原則全ての手続（約400手続）を対象に、横展開を推進**。

## 常駐・専任規制の見直し

常駐規制：特定の技術・技能を有する者を事業所や設備等の特定の場所に必ず配置し、常時滞在を義務付ける規制  
専任規制：他の事業所や設備で同様の業務を兼任することを禁止又は制限する規制

(これまでの取組)

- ・特定建築物の建築物環境衛生管理技術者の兼務要件合理化について、技術者の兼務上限を撤廃する方向で見直し。
- ・監理技術者の専任配置要件を合理化し、監理技術者の兼務が当面2現場まで可能となったことを受け、業務活用現場の実態やICTの活用状況について調査・検証し、安全や品質を確保した上での拡充の在り方について検討。

(新たな措置)

- ・**建設業における技術者の配置・専任要件**（工事現場等に技術者の配置・専任）の見直し
- ・**サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐要件**（日中、状況把握サービス及び生活相談サービスに従事する医療や介護の有資格者の常駐）の見直し
- ・**電気主任技術者の選任要件等**（特別高圧（5万V以上）で系統連系する大規模再エネ設備へ2時間以内に到達できる「第2種電気主任技術者」の選任）の見直し

# (参考) 中間取りまとめにおける規制改革の実施事項 ②スタートアップ・イノベーション、「人」への投資

## スタートアップ・イノベーション

(これまでの取組)

- プロ投資家向けの開示規制の弾力化。
- 株式型クラウドファンディングの制度上限額等の金額要件（他の資金調達との合算要件を含む）を見直し。
- 会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ。
- 高構造物周辺でのドローンの飛行の規制について、一定の条件下での緩和。

(新たな措置)

- データ利活用に向けて、**企業のキャッシュレス決済のデータ連携の促進、電力データの提供ルール**の策定、**GTFS-JP（標準的なバス情報フォーマット）**の普及に向けた収録データの許認可申請への活用促進。
- 今後の通信高速化に向けて、欧米と日本の無線試験レポート基準を比較し、活用可能な項目を精査することで、**高速無線LAN搭載機器の開発促進を実現**。
- デジタル時代における**コンテンツの円滑な流通**に向け、**ネットクリエイターやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていないコンテンツも含めて、ニーズのあるあらゆる著作物**を対象に、いわゆる**拡大集中許諾制度**を基にした簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現。

## 「人」への投資

(これまでの取組)

- オンライン授業を実施する上での制度的制約の多くを解消。臨時休業等の非常時や不登校・病気療養児のための学習保障として活用する制度を導入。
- 外部人材の教員への登用を促進するため、特別免許状の授与に係る指針を改訂し、特別免許状教員の配置規制の撤廃及び特別免許状申請の通年化を実現。
- 働き手・企業が取り組む事項や人材開発施策に係る諸制度を体系的に示したりカレントガイドラインの策定に向けて検討開始。
- テレワークガイドラインを改定し、テレワークの対象業務、対象者、導入に当たっての望ましい取組、人事評価、費用負担、労働時間管理などに関する考え方を示し、テレワークを推進。

(新たな措置)

- **オンライン授業の実施や出席取扱いに係る地域差の解消を図る。希望する全ての児童生徒が1人1台端末を持ち帰れる環境整備を促進。不登校児童生徒がオンライン学習で出席扱いとなる制度の活用を促進。**
- **積極的な特別免許状授与が全ての地域で行われるよう、授与手続や授与基準の透明化を促進。**また、任命権者ごとに学校種ごとの**特別免許状教員の採用実績を公表**するよう指導するとともに、**数値目標を含む採用計画の公表を推奨**。
- 裁量労働制について、健康・福祉確保措置等の在り方を含めて検討。労働時間制度全体についても、労使双方にとって有益な制度となるよう留意しつつ見直しの検討を行い、働き手が多様な働き方を選択できる環境整備を促進。
- **養育費の確保のための裁判手続に関するひとり親の負担軽減の観点から、令和5年の通常国会における法案提出を目途に速やかに民事基本法制の見直しに関する検討を進める。**また、配偶者からの暴力の被害者を含め、ひとり親が養育費を確保するための方策の充実に向け、関係省庁が連携して検討を行う。
- **常駐・専任規制の見直し（再掲）**  
建設業における技術者、サービス付き高齢者向け住宅における有資格者、電気主任技術者の常駐・専任要件等の見直し。

## 医療・介護・感染症対策

(これまでの取組)

- 初診からのオンライン診療の実施など、新型コロナウイルス感染症に関するオンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化。
- プログラム医療機器 (SaMD) の承認審査において、その特性を踏まえた審査の考え方を整理し、柔軟かつ迅速な承認を可能とする審査制度を検討。
- 一般用医薬品の販売時間 (当該店舗の開店時間の2分の1以上) の規制を廃止。

(新たな措置)

- 質の確保された抗原定性検査キットの利用環境を整備するため、ワクチン・検査パッケージに登録した飲食店やイベント事業者はもとより、登録店でない場合であっても、**医薬品卸事業者からのネットでの購入を解禁**。また、**OTC化を検討**。
- 医療DXの基盤構築として、**オンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化を具体化する**などにより、**受診から薬剤の受領までの一連の過程をオンライン完結化**。また、**紙処方箋から電子処方箋への迅速かつ全面的な転換の実現**を目指し、**具体的目標を設定**。
- 薬剤師の働き方改革等の観点を含め、**在宅 (薬剤師の自宅等) での服薬指導を早期に可能とする**方向で検討。
- SaMDの承認後のアップデートについて、一定の条件の下で、独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) による**審査省略を含め審査の簡略化**を検討。
- 在宅で治験に参加する**DCT (分散型治験) の実現**のため、**被験者に対する治験説明や同意取得を非対面・遠隔で実施するための方法**に関するガイダンスを策定。分散型治験実施に必要な訪問看護師確保のための方策を整理。

## 地域産業活性化

(これまでの取組)

- 家庭用台所と営業用調理場の併用等が可能であることを全国の地方自治体に周知。民泊サービスで発生するごみを家庭ごみと一緒に収集を行う運用を認める事例の周知。
- 沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準の緩和を令和4年度末まで再延長。また、歩行者利便増進道路制度への円滑な移行のため**手続簡素化等の措置**を実施。
- 農機等を装着・牽引した農耕トラクターが公道走行できる枠組みを構築。特殊車両通行許可申請の手続を簡素化。

(新たな措置)

- 飲食店、飲食料品店、飲食料品製造業、食品販売業、理・美容業、クリーニング業及び旅館業等を営む**個人事業主の事業承継時の手続を相続の場合と同様に簡素化**。
- 高性能林業機械の導入を促進**するため、**公道走行を実現するための林業機械に関する保安基準等の見直し**、林業事業者が林業機械を運転するための免許取得の円滑化、大型林業機械の走行・運搬に必要な情報の公開・周知、各種申請手続・必要書類等の積極的な情報提供を実施。

## 1. これまでの取組

- 規制改革担当大臣の下で、再エネ等に関する規制等を総点検し、必要な規制見直しを促すことを目的とし、令和2年11月に設置。
- これまで、立地制約（農地法、森林法、自然公園法・温泉法、環境アセス）、系統制約（送電網の非効率的運用、再エネ接続の劣後）、市場制約（未成熟な取引市場、過渡期的な発送電分離）などの見直しに取り組んできた（詳細別紙参照）。

## 2. 今後の取組

- 令和3年12月、牧島大臣の下で、同タスクフォースを再開。今後、従前の検討課題のフォローアップに加え、デジタル・行政改革視点を踏まえた新規の経済界要望等を受けて、個別規制の見直しを行う。

### (令和3年12月のタスクフォースの取組)

- ① 水循環政策（既存ダム、上下水道等）における水力発電・太陽光発電等の導入目標（国直轄分）及びロードマップの提示
- ② 地域と共生した再エネ拡大に向けた、電気保安規制の対応策（例：小規模再エネ設備への使用前自己確認の対象拡大や基礎情報の届出の義務化）等の方向性の提示
- ③ 人が立ち入り可能な屋外コンテナに収納した定置用リチウムイオン蓄電池設備に係る「消防法」の離隔距離規制の不要化（年度内できるだけ速やかに周知予定）等

## 立地制約（農地、自然公園・温泉、森林、環境アセス等）

- 荒廃農地上の営農型発電設備の単収要件撤廃 **済**
- 再生利用困難な荒廃農地の非農地判断の迅速化 **済**
- 再生利用可能な荒廃農地の活用に向けた農山漁村再エネ法上の要件緩和 **済**



- 自然公園内の第2種・第3種特別地域における地熱発電の取扱いに関する「基本的な考え方（原則認めない）」を転換し、優良事例を積極的に容認する趣旨を明確化 **済**

地域の分類	地熱資源量 (万kW)
特別保護地区	700
特別地域	1,030
第1種	260
第2種	250
第3種	520
普通地域	110
国立・固定公園外	500
合計	2,340

<国内の地熱資源量>

- 風力発電・地熱発電に係る、国有林野貸付及び保安林解除手続きの詳細マニュアルやポータルサイトの策定 **済**



- 風力発電の環境アセスの対象事業規模要件（「1万kW以上」から「5万kW以上」）の見直し **済**

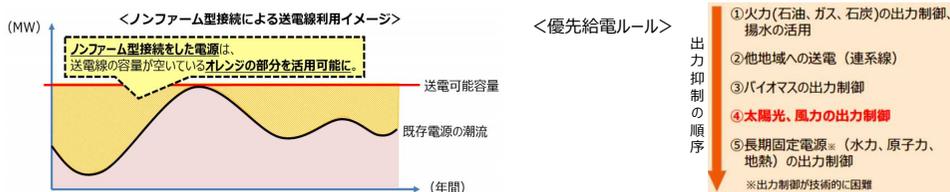
## 系統制約

- ローカル系統等におけるノンファーム型接続\*の適用

- 大規模電源が接続される「基幹系統」でのノンファーム接続は、令和3年1月より全国展開済み。風力や大規模太陽光等が接続される「ローカル系統」での同接続の受付開始の前倒しを検討し、速やかに全国展開する。 **【遅くとも令和4年度検討・結論・措置】**  
 (\*送電線混雑時の出力抑制を条件に新規接続を許容する手法)

- 系統利用ルールの見直し

- 既存電源優先のルールから、メリットオーダー（限界コストの安い順）に基づく、再エネが劣後しないルールへの転換 **【令和4年中開始を目指す】**



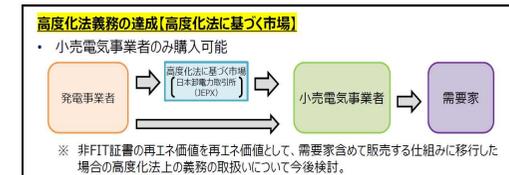
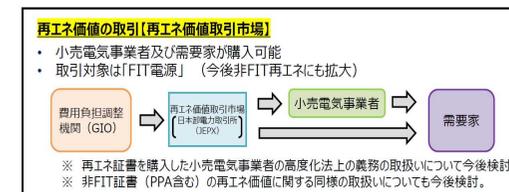
## 市場制約（再エネ価値取引市場等）

- 電源トラッキング

- 国際的要請（再エネ100%利用の証明）に対応すべく、「電源トラッキング」のほぼ全量導入を実現。  
**【FIT電源:令和3年度、非FIT電源:令和5年8月の実現を目指す】**

- 再エネ価値取引市場

- 需要家が直接証書（証明）を安く取引できるようになる、「再エネ価値取引市場」（FIT電源のみ）を創設 **済**
- 非FIT再エネ電源の同市場への統合に関して結論を得る。  
**【令和4年度結論を目指す】**



## その他（住宅・建築物省エネ）

- 2030年・2050年における住宅・建築物のあるべき姿の策定 **済**

<2030年> 新築される住宅・建築物：ZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能を確保  
 新築戸建住宅の6割で太陽光発電設備が導入される

<2050年> ストック平均：ZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能を確保  
 導入が合理的な住宅・建築物での太陽光発電設備等の導入が一般的となる

- 省エネルギー基準の適合義務化・基準強化

- 新築の住宅及び小規模建築物の省エネ基準への適合を2025年度までに義務化、2030年度以降新築される住宅・建築物は、ZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能の確保を目指し、省エネ基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施。  
**【省エネ基準の義務化：法案の次期国会提出を目指す】**